公告

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買について次のとおり一般競争に付します。

令和８年11月10日

福岡県知事　服部　誠太郎

１　競争入札に付する事項

⑴　調達案件名

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買

⑵　契約内容及び特質等

入札説明書による。

⑶　賃貸借期間

契約締結日から令和９年３月31日までの間

⑷　履行場所

入札説明書による。

２　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

３　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和８年11月27日（金曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

⑴　２の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	ＡＡ、Ａ、Ｂ
13	11	その他	ＡＡ、Ａ、Ｂ

⑵　仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

⑶　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

⑷　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

４　当該契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号　092－641－4141　内線2590

５　契約条項を示す場所

４の部局とする。

６　入札説明書の交付

本公告上において令和８年11月19日（木曜日）午後５時45分まで掲載する。

7　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8　入札書の提出期限及び提出場所

⑴　提出期限

令和８年11月27日（金曜日）　午後５時45分

⑵　提出場所

４の部局とする。

⑶　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）によるものとする。

9　開札の日時及び場所

⑴　日時

令和８年11月30日（月曜日）　午前10時00分

⑵　場所

〒812-8576　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県警察本部入札室（地下１階北側）

⑶　その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10　落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第３項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保

を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面を提出する場合

12　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到達しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

⑹　入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の⑴に規定する金額に達しない入札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札日の日付がないもの又は日付に誤りのある入札

⑼　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13　落札者の決定方法

⑴　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

⑶　契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

⑷　その他詳細は入札説明書による。

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買
＜入札説明書＞

別添資料

○　仕様書

○　質問受付実施要領

○　入札書（様式）及び記載例

○　委任状（様式）及び記載例

○　契約書（案）

○　誓約書（案）

○　入札書作成時の注意事項

○　入札及び開札参加心得書

○　入札保証金等についてのお願い

福岡県警察本部総務部会計課

入　札　説　明　書

この入札説明書は、福岡県が発注するサイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買の賃貸借に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記６に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日

令和８年11月10日

２　一般競争入札に付する事項

⑴　調達案件名

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買

⑵　賃貸借期間

契約締結日から令和９年３月31日までの間

⑶　納入場所

指定場所

３　契約内容

別添「仕様書」のとおり

４　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の５第１項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

５　入札参加条件（地方自治法施行令第１６７条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和８年11月27日（金曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

⑴　４の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	ＡＡ、Ａ、Ｂ
13	11	その他	ＡＡ、Ａ、Ｂ

⑵　当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

⑶　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

⑷　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

６　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－641－4141　内線2590

7　契約条項を示す場所

６の部局とする。

8　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10　入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

⑴　入札書の提出場所

６の部局とする。

⑵　提出期限

令和８年11月27日（金曜日）午後５時45分

⑶　入札金額は、調達物品の本体価格ほか、輸送費、保険料、関税等、納入に関する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑷　代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

⑸　入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年11月30日（月曜日）開封《サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

⑹　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

⑺　入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

⑻　入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

⑼　入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11　開札の場所及び日時

⑴　場所

福岡市博多区東公園７番７号
福岡県警察本部　入札室（地下１階北側）

⑵　日時

令和８年11月30日（月曜日）　午前10時00分

⑶　その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12　落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第３項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の保険金額とし、保険契約は定額補償方式に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面を提出する場合

14　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到達しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

⑹　入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の⑴に規定する金額に達しない入

札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札

⑼　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15　落札者の決定方法

⑴　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県のの情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

⑶　契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

⑷　本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

⑸　入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じる等、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

⑹　業者決定後において、世界情勢等により社会通念上やむを得ないと考えられる納期遅延が発生する場合は、賃貸借期間の始期変更の協議を行うこととする。

入 札 （見 積） 仕 様 書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	納入場所	指定場所	履行期限	令和9年3月31日

品　　名	規　　格	数量（単位）	備　　考
サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス		一　式	
合　　計			

参考

1　別添「仕様書」のとおり。

2　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、総額で見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

別添

仕　　様　　書

1　件名

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買契約

2　目的

サイバー攻撃事案の初動対処を行う警察署の担当者のうち、コンピュータ及びネットワークの基礎について一定の教養を終了した者に対し、初動対応に必要なサイバーセキュリティに関する知識を習得するため、e ラーニングを使用して攻撃者が攻撃に使用するテクニックや行動特性、サイバー攻撃への対策、インシデントハンドリングの基本を網羅的に学習する。その上で、初動対応の際に必要とされる技術である保全、ログの解析、保全イメージのデジタルフォレンジックを Web コンソールにて解析環境に接続して学習することにより、解析の観点を習得する。

3　研修環境

⑴　本研修の受講者は、発注者が準備したパソコン及びインターネット環境を利用し、受注者において準備及び公開している演習環境に接続し、e ラーニングによる前提知識の学習及びハンズオン形式による研修を受講する。

⑵　発注者のパソコンの動作環境は WindowsOS、使用ブラウザは HTML5 対応である。

4　ライセンス購入数

受講者用ライセンス　３６個

管理者（教養実施者）用ライセンス　３個　　合計３９個

5　実施要件

⑴　研修環境へのアクセスの際の手順書等は、受注者において用意すること。

⑵　研修環境は、最大３９名のライセンス利用者が個別かつ同時に接続できること。

⑶　研修に係るテキスト、資料等は受注者において用意すること。

⑷　発注者によるライセンス利用者の受講状況の把握が確認できること。

⑸　教材及び講師による解説は、日本語によること。

⑹　受注者は、受講者の受講結果について発注者に書面等にて報告すること。

6　契約期間（ライセンス利用期間）

本契約に係るライセンスの有効期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までの間とする。

このうち、個別の受講者に係るライセンス利用開始時期は、発注者と受注者の間で随

時調整を図った上で発注者の任意の時期によるものとし、受講者のライセンス利用期間は受注者においてあらかじめ定める期間（概ね２週間連続して利用できること。）とする。

6　その他

⑴　発注者から研修内容・方法に関する質問等あった場合には、誠実に対応すること。

⑵　本契約業務遂行上知り得た「警察業務」に関する事項（個人情報、資料等）を第三者に漏らさないこと。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

⑶　本業務を実施する組織・部署において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合評価制度に基づいて ISO/IEC27001 を取得していること。

⑷　　個別の受講者に係る全カリキュラム終了後、当該受講者に対して修了証明書を発行できること。なお、電子交付であっても差し支えない。

⑸　　個別の受講者に係るライセンス利用期間中に、Web コンソールの障害等により受注者のサービス提供が困難となる事象が発生した場合、受講期間の延長等の補償を行うこと。

⑹　　この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者の間で協議することとする。

⑺　その他不明な点については、下記に問い合わせ協議をすることとする。

福岡県警察本部警備部公安第一課　第七係

電話　０９２－６４１－４１４１　内線　５９８３

質　問　受　付　実　施　要　領

1　入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

(1)　受付期間及び提出先

令和８年11月10日（火曜日）から令和８年11月19日（木曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課　ＦＡＸ　０９２－６２２－６２０５

メール　kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

(2)　提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、ＦＡＸ又はメールで提出すること。

提出する際は、上記１(1)の期間内の平日の午前９時00分から午後５時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：０９２－６４１－４１４１（内線：2590）

担当：伊藤

2　質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和８年11月24日（火曜日）までに県警ホームページに掲載する。

3　留意事項

１に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

別添

令和　　年　　月　　日

福　岡　県　知　事　殿

（警察本部会計課出納係）

住　　所
法　人　名
代表者氏名

質　　問　　書

（サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買）

番　号	質　　問　　事　　項

担当者　　担当部署名
担当者名
連絡先　　電　話：（　　）　　－
ＦＡＸ：（　　）　　－

※　1　FAX送信先　福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205
メールアドレス　kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp
2　事前に出納係（伊藤） 092-641-4141(内線2590)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
3　質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

（表）

入　札　書（見積書）（請書）

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

履行期限	令和9年3月31日		納入場所	指定場所	
品　　名	規　格	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス	仕様書のとおり	一式			
合　　計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事　殿

年　　月　　日

住　所

氏　名

１　契約内容　上記のとおり
２　契約金額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥＿＿＿＿＿＿＿＿）
３　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の１００分の１０の金額を納入します。
　なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
４　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ１年につき、未納部分の代金の 3.0パーセントの金額を納入します。
５　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
(1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第４９条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第６２条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
(3)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
６　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の１００分の２０に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
７　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

（裏）

8　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の１００分の１０の金額を納入します。

(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。　以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3)　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

9　前項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事　殿

収　入
印　紙

割

年　　月　　日

契約者住所

氏　　名　　印

備考　1　入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

2　契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10％に相当する金額を加算した金額（１円未満切捨て）を記入すること。

3　取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（１円未満切捨て）を内数で記入すること。

4　軽減税率対象品目については、備考１中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考２中「10％」とあるのは「8％」と、備考３中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

5　遅滞損害金に係る「未納部分の代金の　パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

【記載例】

（表）

入　札　書（見積書）（請書）

￥　　○○○○○

履行期限	令和9年3月31日		納入場所	指定場所	
品　　名	規　格	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス	仕様書のとおり	一式		一式の金額 （税抜金額）	
合　　計				○○○○○	

3ヵ所同じ金額

上記のとおり入札（見積）いたします。

実際に入札書を提出する日を記載してください。

福岡県知事　殿

令和　　年　　月　　日

住　所　　福岡市博多区○○○丁目○－○
株式会社○○○○○
氏　名　　○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

代表取締役　○○　○○
又は
代表取締役　○○　○○
代理人　○○　○○（※委任状が必要）

１　契約内容　上記のとおり
２　契約金額　￥
　　（うち取引に係る消費税及び地方消
３　私の責任において契約を解除されたと
　１０の金額を納入します。
　なお、この場合、別途損害賠償の請求
４　私の責任において履行期限までに履行
　て遅延日数に応じ１年につき、未納部分
　す。
５　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
(1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第４９条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第６２条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
(3)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
６　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の１００分の２０に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
７　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

【記載例】

（裏）

８　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の１００分の１０の金額を納入します。

(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。　以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3)　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

９　前項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事　殿

令和　　年　　月　　日

契約者住所

氏　　名　　印

備考　１　入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

２　契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10％に相当する金額を加算した金額（１円未満切捨て）を記入すること。

３　取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（１円未満切捨て）を内数で記入すること。

４　軽減税率対象品目については、備考１中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考２中「10％」とあるのは「8％」と、備考３中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

５　遅滞損害金に係る「未納部分の代金の　パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

委　任　状

令和　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住　所
会社名
氏　名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

（委任事項）

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買契約の見積及び入札に関する一切の件

（委任期間）

令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

名簿登載者から入札担当者への委任状（記載例）

委　任　状

提出日を記載

令和　年　月　日

福岡県知事　殿

（委任者）

住　所　福岡市博多区〇〇一丁目一1－1

会社名　株式会社□□□□

氏　名　代表取締役　△△　△△

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

同じ

代理人（入札担当者）氏名　●●　●●

（委任事項）

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買契約の見積及び入札に関する一切の件

（委任期間）

令和　年　月　日～令和　年　月　日

提出日～開札日を記載

1　資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。

2　委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。

3　代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買契約書(案)

ライセンスの売買に関し、福岡県（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（売買）

第１条　受注者は別添仕様書に掲げる研修環境を利用するためのライセンス（以下「ライセンス」という。）を発注者に売り渡し、発注者はこれを買い受ける。

（ライセンスの数量等）

第２条　ライセンスの数量、契約金額、ライセンス利用期間、契約保証金等は別表１のとおりとし、ライセンス利用の対象となる研修の構成等は、別添仕様書のとおりとする。

（検査）

第３条　受注者がライセンスを納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

２　受注者は別添仕様書の内容を実施するものとし、その実施後は受講者に対して修了証明書を発行し、発注者の検査を受けなければならない。

（代金の支払）

第４条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払を発注者に請求する。

２　発注者は、前項の請求があったときには、その日から３０日以内に受注者に支払わなければならない。

（部分払）

第５条　発注者が必要と認める場合は、受注者は、ライセンスの完納前にライセンスの既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第６条　納入されたライセンスが種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、ライセンスの修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（納期の延期）

第７条　発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

（発注者の催告による解除権）

第８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　履行期限までに債務の履行を終わらないとき。

(2)　正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。

(2)　受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4)　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　第 11 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7)　受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

２　発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第４９条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第６２条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3)　受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治４０年法律第４５号)第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

３　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3)　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結したとき。

(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織若しくは構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 10 条　前２条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 11 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 12 条　前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 13 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。

(2)　第６条第１項に規定する契約不適合があるとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1)　第８条又は第９条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

３　前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項（第３号から第５号までを除く。）の規定は適用しない。

４　第１項第１号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

５　前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、ライセンスの完納までの期間に応じ、1 年につき未納部分の代金の 3.0 パーセントに相当する金額とする。

６　第２項の場合において、発注者は、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、受注者に対する契約金その他の債務があるときは相殺することができる。

（賠償の予定）

第14条　前条の規定に関わらず、受注者は、第９条第２項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の１００分の２０に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 15 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責

めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第 11 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第４条第２項及び第５条の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第 16 条　受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は受注者の重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第17条　受注者は、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りではない。

（権利義務の譲渡等）

第 18 条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の売掛債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

３　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、売掛債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第 19 条　受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補則）

第 20 条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治 29 年法律第 89 号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則(昭和 39 年福岡県規則第 23 号)の定めるところによる。

（協議）

第21条　この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　福　岡　県

代　表　者　　福岡県知事　　服部　誠太郎

受注者　　住所 (事務所の所在地)

氏名 (会社の名称及び代表者)　　印

別表１

ライセンス名	サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス
数　　量	一式
契約金額 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	￥ （￥　　）
契約期間 （ライセンス利用期間）	契約締結日から令和９年３月３１日までの間
履行場所	福岡県警察本部公安第一課
契約保証金	福岡県財務規則第１７０条により減免できるほかこれを徴する。
その他	

誓　　約　　書　（案）

令和　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名
（記名押印又は署名）

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買契約書第９条第３項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※　上記１の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第３号及び第４号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第８号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜サイバー攻撃対策技術ハンズオン研修用ライセンス売買契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第９条　１～２　略

３　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3)　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第 13 条　１　略

２　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1)　第８条又は第９条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

３～５　略

６　第２項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

【入札書作成時の注意事項】

1　入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2　入札金額

○　入札金額

入札金額は、**消費税抜きの金額**です。

※　契約金額は、**消費税込みの金額となります。**

入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

1　入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
2　上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
3　入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
4　入札金額の記載
　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者で　あるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
　なお、金額はアラビア数字にて記載すること。
5　入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
6　提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
7　入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
8　開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、５の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
9　開札中は、静粛に立ち会うこと。
10　入札は、第１回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。
　このとき第２回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。
11　入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
12　入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
13　落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
14　入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
15　入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
16　その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての
お願い

○ 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、

1　入札保証金（現金）を納付する。

2　入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。

3　過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。

（福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。）

以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか事前に確認をさせていただきたいと思いますので、**入札書提出の前日**までに、必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあっては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先　　福岡県警察本部会計課
出納係　伊藤
TEL　092－641－4141（内線 2590）

入札保証金及び契約保証金について

1 入札保証金

見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

(1)「入札保証金」について

ア　「入札保証金」とは、現金である。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額（税込みの金額）の**１００分の５以上**の額とする。
※

（例）入札金額が、１２，３４５円（税抜き）の場合、見積金額は、１３，５７９円となる。

下記計算式により、入札保証金の額は、**６７９円以上の額**となる。

○計算式

※

１２，３４５円（入札金額）　×　1.1　＝　１３，５７９円（見積金額）

１３，５７９円（見積金額）　×５／１００＝　６７８．９５円

(3) 納付について

「入札保証金」にあっては、**入札書と共に持参し納付すること。**

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式１）及び保管証書（様式２）を提出すること。

(4)「入札保証金」の返還について

ア　落札業者にあっては、契約締結後の返還になります。
ただし、落札業者にあっては、契約保証金に充当することができます。

イ　落札業者以外の業者にあっては、開札日以降の返還になります。

ウ　返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式３）及び保管証書を提出すること。

なお、**保管証書裏面の領収書欄（様式４）**には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（２００円）が必要となります。

落札者以外の業者にあっては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2　入札保証金の納付が免除される場合

(1)　入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込みの金額）の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。　※

ア　保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額（税込みの金額）の１００分の５以上の額とする。

（例）入札金額が、１２，３４５円の場合、見積金額は、１３，５７９円となる。

下記計算式により、保証金額は、**６７９円以上の額**となる。　※

○計算式

１２，３４５円（入札金額）　×　1.1　＝　１３，５７９円（見積金額）

１３，５７９円（見積金額）　×５／１００＝　６７８．９５円

イ　入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園７番７号
福岡県知事　服部　誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○○ライセンス売買

○ 入札場所

福岡市博多区東公園７番７号
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ　証書の提出について

入札保証保険証書にあっては、**入札書と共に持参し提出すること。**

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) 履行証明書

過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア　「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可
 （都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- 民間及び第３セクター発注の契約は証明として使えません。
- 「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格中分類に該当するライセンス売買契約とする。

イ　「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、契約金額が見積金額（税込みの金額）の**100分の20より高い金額**※であるもの。

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の１年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の１年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、１２，３４５円の場合、見積金額は、１３，５７９円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、**２，７１６円より高い額**※となる。

○計算式

１２，３４５円（入札金額）　×　1.1　＝　１３，５７９円（見積金額）

１３，５７９円（見積金額）　×２０／１００＝　２，７１５．８円

ウ　履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙１を参考とすること。

エ　履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙２を参考とすること。

オ　履行証明書の提出について

履行証明書にあっては、**入札書と共に持参し提出すること。**

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ　警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、**入札書と共に持参し提出すること。**

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が○○株式会社Ａ支店であれば、Ａ支店以外のＢ支店等は認められません。

3　契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

(1)「契約保証金」について

ア　「契約保証金」とは、現金である。

(2) 金額について

契約保証金の額は、契約金額（税込みの金額）の**１００分の１０以上**の額とする。

（例）入札書記載金額が、１２，３４５円の場合、契約金額は、１３，５７９円となる。

下記計算式により、契約保証金の額は、**１，３５８円以上の額**となる。

○計算式

１２，３４５円（入札金額）　×　1.1　＝　１３，５７９円（見積金額）　※

１３，５７９円（契約金額）　×１０／１００＝　１，３５７．９円

(3)「契約保証金」の返還について

契約期間終了後となる。

4　契約保証金の納付が免除される場合

(1)　履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の**100分の10以上**を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。　※

ア　保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額（税込みの金額）の**１００分の１０以上**の額とする。

（例）入札書記載金額が、１２，３４５円の場合、契約金額は、１３，５７９円となる。

下記計算式により、保証金額は、**１，３５８円以上の額**となる。　※

○計算式

１２，３４５円（入札金額）　×　1.1　＝　１３，５７９円（見積金額）

１３，５７９円（契約金額）　×１０／１００＝　１，３５７．９円

(2)　履行証明書

過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行**（２件以上）**したことを証明する書面を提出する場合。

ア　「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可
 （都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- 民間及び第３セクター発注の契約は証明として使えません。
- 「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格中分類に該当するライセンス売買契約とする。

イ　「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、金額が契約金額（税込みの金額）の**100分の20より高い金額**であるもの。　※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の１年分に相当する金額が当該入札に係る契約金額（税込みの金額）の１年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、１２，３４５円の場合、契約金額は、１３，５７９円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、**２，７１６円より高い額**となる。　※

○計算式

１２，３４５円（入札金額）　×　1.1　＝　１３，５７９円（見積金額）

１３，５７９円（契約金額）　×２０／１００＝　２，７１５．８円

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が○○株式会社Ａ支店であれば、Ａ支店以外のＢ支店等は認められません。

様式１

保証金等納付書

No.

福岡県知事（財務担当所長）殿

金　額 （額　面）	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、

上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり）

年　　月　　日

住所

氏名

（記名押印又は署名）

記

証券の銘柄	記号番号	額　面	枚　数	附属利札

ここの決裁欄は、入札保証金についてのみ使用すること。

入札保証金	保管されたい			年　月　日			保管してよい			年　月　日		
	係員					課財務担当副所長	係員					出納員

入札保証金を保管した	年　月　日	出納員	入札保証金を払戻されたい	年　月　日	課財務担当副所長

摘要

備考　No.欄は年間通し番号とすること。

様式２

（表）

No.

保　管　証　書

金　額 （額　面）	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし

（有価証券は下記内訳のとおり）

住所

氏名　　殿

記

証券の銘柄	記号番号	額　面	枚　数	附属利札

上記のとおり保管しました。

年　　月　　日

福岡県

職印

出納員

1　この保管証書は大切に保管してください。

2　払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式４

（裏）

収　入
印　紙

領　収　書

保証金(担保金)として納付した表面保管証書の
金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。

年　月　日

住所.....

氏名　.....
（記名押印又は署名）

支払方法	支払年月日	番号	摘要
口座振替 隔地払	年　月　日		

様式３

保証金等払戻請求書

保管証書
No.

福岡県知事（財務担当所長）殿

課（財務担当所）名（　　）

金　額 （額　面）	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、

上記のとおり払い戻してください。（有価証券は下記内訳のとおり）

年　　月　　日

住所

氏名

（記名押印又は署名）

記

証券の銘柄	記号番号	額　　面	枚数	附属利札

摘　　要

別紙1

契約履行証明書

契約年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約履行(完了)年月日	その他必要事項
			～		
			～		

注） 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者名　　印

別紙2

※契約金額（見積金額×110/100）の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約履行（完了）年月日	その他必要事項
R6.4.1	1,234,567	○○○ライセンス売買	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.3.31	
			～		

注） 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所　○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号

商号及び営業所　○○○株式会社

代表者名　代表取締役　○○　○○

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和　○○　年　○○　月　○○　日

○○県○○市○○区○○　△丁目△番△号

証明者名　AA市長　○○　○○　印

発注者又は発注者から証明の権限を委任された者の氏名及び押印

※契約金額（見積金額×110/100）の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約履行（完了）年月日	その他必要事項
R6.4.1	1,234,567	○○○ライセンス売買	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.3.31	
R7.4.1	2,345,678	△△△ライセンス売買	R7.4.1 ～ R7.8.31	R7.8.31	

注） 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所　○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号

商号及び営業所　○○○株式会社

代表者名　代表取締役　○○　○○

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和　○○　年　○○　月　○○　日

○○県○○市○○区○○　△丁目△番△号

証明者名　BB市長　○○　○○　　印

発注者又は発注者から証明の権限を委任された者の氏名及び押印